当社社員によるICカード乗車券の着服及び不正乗車について

丸ノ内線四ツ谷駅及び四谷三丁目駅において、当社社員がお客様の所有するICカード乗車券を2回にわたり不正に入手し、チャージされている残額を着服するとともに、鉄道従事員の立場を悪用して不正乗車していたことが判明いたしました。

当該行為は鉄道従事員としてあるまじき行為であり、お客様をはじめ関係の皆様に大変ご 迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

詳細は下記のとおりです。

記

1 時系列及び発覚の経緯

当該社員(25歳 男性)は、3月27日(木)17時10分頃、四ツ谷駅にて改札業務に従事中、当駅で誤って下車されたお客様のお申し出によりお預かりしたICカード乗車券(残額1,310円)を処理する際、当該社員が所持していた別のICカード乗車券(残額数百円)とすり替えてお客様のICカード乗車券を着服いたしました。

さらに、4月8日(火) 16時40分頃、四谷三丁目駅にてお客様からお預かりした I C カード乗車券(残額4,699円)を処理する際、同様に当該社員が所持していた別の I C カード乗車券(残額970円)とすり替えてお客様の I C カード乗車券を着服いたしました。その後、お客様が他駅にて精算した際、残額が少ないことを不審に思われ、4月15日(火)17時10分頃、四谷三丁目駅に来駅され、駅事務室にてお客様の I C カード乗車券の履歴を確認したところ、お客様の I C カード乗車券ではないことが判明いたしました。

このことから、お客様のICカード乗車券を処理した当該社員に事情を確認したところ、上記のとおり2回にわたりお客様のICカード乗車券をすり替え着服し、残額を物販の購入等に充ていた上、さらに通勤時においては本来購入すべき通勤定期券を購入せず、代わりにICカード乗車券を使用したのち、その乗車記録を勤務改札窓口で取り消すことで、正規の運賃を支払わず不正乗車にて通勤していたことが判明いたしました。

2 着服金額等

(1) ICカード乗車券による着服金額

3月27日(木)に得た金額1,310円

4月 8日 (火) に得た金額4,699円

計6,009円

(2) 不正乗車により正規の運賃を免れた金額

通勤時の不正使用 JR常磐緩行線新松戸~綾瀬間 計3,000円

※ 3月13日(木)から14回にわたり正規運賃210円(4月1日以降220円)のと ころ、無賃にて乗車

その他の不正使用 140円

3 お客様への対応

3月27日(木)に被害にあわれたお客様にはご返金させていただきますので、最寄駅もし

くはお客様センターにお問い合わせをお願いいたします。

※ お客様センター 0120-104106 (9時~20時)

なお、4月8日(火)に被害にあわれたお客様はお申し出がございましたので、ご返金させていただきます。

4 処 分

社内規則に則り厳正に処分します。

5 再発防止策

- (1) 全駅社員に対して速やかに点呼時教育及びコンプライアンスに関する個別・集合教育を実施し、法令等に基づき職務を厳正に遂行することを再徹底いたします。
- (2) 全駅社員に対して、私物の改札窓口への持ち込み禁止について、改めて指導いたします。
- (3) I C乗車券の処理について、定期的に一定期間のデータを抽出し、不正な処理が疑われる 事象について調査を実施いたします。
- (4) 全駅社員の通勤定期券が適切に購入・使用されているか確認を行います。

以上